

分担金として設置費用の2分の1を自治会から徴収することにしました。防犯灯の効果を受けられるのは周辺の方ですし、道路を歩かれるのも主に周辺の方です。そういった意味からも、受益者負担金として設置費用の2分の1を負担していただいております。ただし、防犯灯設置後の電気料金や維持管理費はすべて町が負担し、設置後の自治会負担をなくしました。

平成28年度から29年度には、今まで設置された防犯灯900基すべてを蛍光灯式の器具からLED式に交換しました。LED式の防犯灯は、蛍光灯式と比べて明るく、球切れもないため、防犯効果が高まったと考えています。また、同時に防犯灯の所有を町へ切り替えましたので、すべての防犯灯の電気料金や維持管理費は町が負担しております。条例改正前後の設置件数は、改正前は年間6件、改正後も年間6件設置しております。



防犯灯

問 総合事業、地域協議体などの進捗状況について

Q1 2017年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まっている。軽微な日常生活支援サービスを自治会や老人クラブ、ボランティア、民間企業、NPOなど多様な組織による提供体制や専門職以外の担い手を地域に根付かせることが必要であるが、その進捗状況と今後の進め方について伺う。

答 (藤本健康福祉課長) 生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けた生活支援コーディネーターについては、平成29年度から社会福祉協議会の職員を配置し、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備のための資源発掘や体制づくりに向け進めているところです。

これについては、くたみんカフェ、チョコつとボランティア、

見守り隊、地域資源のガイドブックづくり、また民生児童委員とともに高齢者世帯を訪問し情報収集を行うなど、支援体制に向けた準備を進めております。町でも平成30年度から、地域介護予防活動支援事業補助金を創設し、通いの場づくりなど、介護予防活動を行う団体への応援を始めたところです。

協議体につきましては、当町ではまだ開催ができていない状況であります。協議体とは、地域の中の多様な関係主体間の情報共有や、連携・協同による取り組みを推進する場として、みんなで話し合い地域の情報を共有したり、将来に向けて、自分たちのまちをどのような地域にしたいかなどを話しあったりします。

当町では現在、ふれあいボランティアや、地域助け合い活動普及の日本のトップランナーである公益財団法人「さわやか福祉財団」の協力・アドバイスを受けながら、来年春の協議体開催に向けた準備を進めております。12月5日には、財団のアドバイザーを囲んで、今後の進め方について話し合いを行ったところです。来春には町民の皆さま向けの勉強会を開催し、同意のあった皆さんや、思いのある方と一体となって、実のある協議体を運営していきたいと考えております。

後藤 一夫 議員

問 農道・町道・県道の法面の管理について

Q1 田や畑を所有している人が、隣接する農道や町道・県道の草刈りを自主的にやっているが、高齢化に伴い無理な作業になってきている。たとえば、業者に委託するとか、謝礼を出すなどの改善策を考えているのか伺う。

答 (藤掛建設課長)

町道や県道の法面は、町内に何十キロメートルもあります。多くの場合、個人の方が田畑に面した道路法面の草刈りをやっていたいただいているのが実情です。

高齢化に伴い草刈りが出来ないという声をいただいております。草刈り作業を建設業者に委託すると良いのですが、町の財政が大変厳しい折から、草刈りについては、建設課としても大変苦慮しているところでもあります。

道路はみんなのものです。道路を通られる一人ひとりが、道路をきれいにしようとする気持ちで、少しでも草刈りをやっていただければ、本当にありがたいと思います。予算的なことから、謝礼を出すことは考えておりません。草刈りをしていただいている多くの皆様の善意に對

して、この場をお借りして感謝を申し上げます。



町道の法面

問 いじめや不登校について

Q1 10月に文部科学省が、いじめ認知件数の65%増を発表したが、町内各小中学校のいじめの実態とその対応について伺う。

答 (堀部教育長)

全国的にいじめの認知件数が増加したその背景には、いじめの定義が変わったことがあげられます。いじめ防止対策推進法ができ、いじめの定義についての見直しがされ、いじめられたとされる子どもが、心身の苦痛を感じていたらいじめであるとなりました。本人がいじめであると感ずればいじめということになります。